

## 案内

## 第12回特別弔慰金

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表すため、ご遺族に特別弔慰金を支給します。

## ●支給対象者

戦没者などの妻や父母がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給します。

① 令和7年（2025年）4月1日（火）までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

② 戦没者などの子

③ 戦没者などの父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④ ①～③以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容／額面27・5万円、5年償還の記名国債

●請求受付場所／やすらぎ福祉課

（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室・各出張所

●請求期限／令和10年（2028年）3月31日（金）

## ●留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表する1人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うこととなります。

※第11回特別弔慰金を受給されている方、またはそのご遺族に対して、5月中旬に案内を送付していますので、指定受付日にお越しく下さい。

## 問やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

## 6月は「不法就労・不法滞在防止のための活動強化月間」

「和歌山から不法滞在者をなくそう」法務省の統計では、令和7年（2025年）1月1日現在、全国の不法残留者数は7万4863人（前年同月比4250人減少）で減少傾向にあるとはいえ、いまだに多くの不法滞在者がいます。

不法滞在者の多くが不法就労を行い、一部は各種犯罪に深く関与しているなど、我が国の治安に大きな影響を及ぼしています。

警察では関係機関と連携し、不法

滞在者の摘発や、不法滞在者を雇用する悪質な事業主などの取り締まりを強化しています。皆さまの周りで

「学校へ行かずに働いている留学生がいる」「オーバーステイの外国人

に関する話を聞いた」など「不法就労・不法滞在しているのでは」と思うことがあれば、どんな情報でも構いませんので、有田湯浅警察署にお知らせください。

## 問有田湯浅警察署

☎64・0110

## 6月23(月)～29日(日)は男女共同参画週間です

男性と女性が、職場・学校・地域・家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、国民の皆さま一人一人の取り組みが必要です。

私たちの周りの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

●令和7年度(2025年度)「男女共同参画週間」キャッチフレーズ「誰でも、どこでも、自分らしく」

## 問総務課（吉備庁舎）